

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 4 年 10 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

1 平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>公園台帳について</p> <p>都市公園法第 17 条第 1 項では、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」とされている。さらに、都市公園法施行規則第 10 条第 4 項で、「記載事項に変更があったときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」とされている。しかしながら、台帳は作成されているものの、記載事項が更新されていないものも多く見受けられた。</p> <p>順次すべての公園について台帳の記載内容の確認を行い、台帳の整備を進めるべきである。定期的に台帳の記載事項の確認・更新を行い、関係法令に則った適正な公園管理に努められたい。</p> <p>特に 5,000 m²以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。</p>	<p>公園台帳については、紙と紙を PDF 化したものにて管理をしていました。</p> <p>前年度は 6 ヶ月間会計年度任用職員により公園台帳の電子化を進め、エクセルファイルによる相互連結化、H30 年度に更新した公園長寿命化計画策定報告書とのリンク、全公園の現地確認による現状確認を行い、紙台帳と同じ更新内容でエクセル化が完了し、内容を更新する準備が整いました。</p> <p>本年度も前年度に引き続き 6 ヶ月間会計年度任用職員を用いて前年度で準備した資料等を基に 5,000 m²以上の公園（No. 65 太宰府歴史スポーツ公園 65,699 m²・No. 74 通古賀公園 10,972 m²・No. 79 太宰府梅林アスレチックスポーツ公園 73,777 m²・No. 109 佐野公園 12,297 m²・No. 132 高雄公園 19,000 m²）から優先して台帳の更新を行いより現状に合わせたものに更新していく予定です。</p>	R4. 6. 9

<p>道路用地の借入について</p> <p>相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。</p> <p>道路用地は取得が原則であり、平成 22 年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。</p> <p>遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。</p>	<p>用地取得に向け土地管理人（相続人の一人）に相続手続きを促すとともに、市も協力しているところですが、相続人が多数おられるため費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。</p> <p>なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。</p> <p>また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用いただいている市民の不利益につながる可能性があります。</p> <p>所有者不明土地に関しては全国的な問題となっており、現在解消に向け民法や不動産登記法の改正が行われている状況であることから、今後これらの施行状況を見ながら相続手続きを促し、用地取得につなげていきたいと考えています。</p>	R4. 6. 9
--	---	----------

2 平成 30 年度第 1 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部高齢者支援課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金等について</p> <p>補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。</p> <p>地方自治法第 232 条の 2 では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点について適切に判断する必要がある。</p> <p>今回のような補助金額を上回る</p>	<p>老人クラブ補助金については、県の補助金（31,040 円/単位クラブ）を財源として、太宰府市長寿クラブ連合会に加盟している単位クラブ毎に年間 51,840 円を交付していますが、近年の単位クラブ数の減少が大きな課題となっています。</p> <p>老人クラブ関係事業については、平成 29 年度から高齢者支援課の所管となりましたが、それまで補助金交付規則が存在しなかったことから、29 年度中に制定するなど、一定の改善は行ってきたところです。しかしながら、ご</p>	R4. 6. 13

<p>繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があるのか甚だ疑問である。</p> <p>繰越金の限度額を認める必要性があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定し、基準を明確にすべきである。</p>	<p>指摘の単位クラブにおける補助金額以上の繰越金の存在については、認識はしているものの従来通り交付している状況です。</p> <p>本件について、長寿クラブ連合会の事務局に対し問題提起を行い一定の理解は示されたものの、「年度当初の資金繰りのための繰越」「周年事業に備えた繰越」等、各クラブそれぞれの理由があり、繰越金の内容を精査したうえで慎重に議論する必要があるといった意見を頂いています。</p> <p>令和3年度は「太宰府市老人クラブ等補助金交付規則」の内容見直しの検討を行ったものの、改正には至りませんでした。令和4年度も引き続き他市状況等の情報収集に努めながら、団体に適した補助金額の交付となるべく改正の検討を行います。</p>	
---	---	--

3 平成30年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部福祉課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>	<p>令和3年4月1日に「太宰府市補助金等交付規則」が施行されたことから、これに沿って「公益社団法人太宰府市シルバー人材センター補助金交付規程」についても指摘事項を踏まえ内容の検討作業を進めています。令和4年度中に改定作業を行う予定です。</p>	R4.6.3
<p>補助金交付の適正な審査について</p> <p>福祉課は、本補助金の交付決定にあたって、国による補助金と同じ補助基準で実施していることか</p>	<p>補助金申請の際必要な提出資料等についても、補助金交付規程の改定時に補助対象事業経費の明確化と併せて整</p>	R4.6.3

<p>ら、国の補助金交付の採択をもって、市の補助金交付決定としている。また、国へ提出された補助金実績報告書を市補助金に対する正しい実績報告書と見做し、市として実質的な審査を行っていなかった。</p> <p>補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助金の対象経費であるかを実際に帳簿及び領収書等で確認すべきところである。</p> <p>補助金は、市が支出しているものであり、補助目的が達成できているのか事業実績を確認し、指導を行うなど補助金交付の適正な審査を行われたい。</p>	<p>理・検討し、適切な審査を目指します。</p>	
--	---------------------------	--

4 平成 30 年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>学校徴収金について</p> <p>学校徴収金は、太宰府市立学校管理運営規則第 32 条第 2 項の規定に基づき、公金に準じて適正に取り扱うものとされている。また、その事務手続きは、福岡県教育委員会発行の「学校徴収金等取扱マニュアル」及び太宰府市教育委員会発行の「太宰府市立学校徴収金取扱要領」に従い処理するものとされている。</p> <p>今回、学校監査を行った結果、各学校では、取扱要領によらない事務処理が見られた。また、学校教育課では、そうした学校徴収金に関する現状を把握できていない状況が見られた。</p> <p>学校教育課におかれては、各学校の状況を十分に把握され、取扱マニュアル・取扱要領に従って、適正な事務執行が行われるよう指導されたい。また、給食費の未収</p>	<p>太宰府市立学校徴収金取扱要領を、令和 2 年 4 月 1 日に改正し、それに沿った運用を開始いたしました。</p>	<p>R4. 6. 1</p>

<p>金について、その取り扱い方法のルール化を図りたい。</p> <p>取扱要領に定められている学校徴収金における会計事務組織の編成やチェック体制の明確化については、適正な会計処理を確保するために基本となるものであり配慮されたい。</p>		
---	--	--

5 令和元年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部産業振興課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府市農業生産組織組合について</p> <p>太宰府市農業生産組織組合は、市より5万円の補助を受け、事務局を太宰府市役所農政担当課に置くものとして、産業振興課で事務を執り行っている。</p> <p>しかしながら、その活動は、市の事業である「ふるさと水と土保全対策事業（花いっぱい運動）」が主なものとなっており、組合が本来目的とする活動がなされておらず、形骸化した組織となっている。</p> <p>花いっぱい運動の受け皿となっているということであるが、農業生産組織組合の本来の存立意義を整理し、補助金や事務局の必要性について見直しを行われたい。</p>	<p>太宰府市農業生産組織組合の目的は当市の都市近郊農業を皆で考え、組合員相互の情報交換によって、その生産活動を盛んにするとともに農業生産組織の中核としての団体と交流連携を図ることです。</p> <p>当組合の構成員は市内農業者の中核的存在であり、主要な取り組みである花いっぱい運動は休耕田や史跡地を活用したおもてなしの心による観光資源づくりに寄与しており、有益な団体として認識しています。</p> <p>また、当組合では世代を超えた農業生産技術向上のための研修会や情報交換を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度以降、研修会や情報交換会の開催できなかつたため、市及びJA筑紫からの補助金の交付は行っていません。補助金や事務局の必要性についても新型コロナウイルス感染症の影響で検証できませんでしたが、特に事務局体制については今後JA筑紫と連携しながら検討していきます。</p>	<p>R4.6.9</p>

6 令和元年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化学習課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>いきいき情報センターの管理について</p> <p>いきいき情報センターの指定管理協定書及び仕様書には、文化学習情報センター、生涯学習センター及びいきいき情報センター駐車場を管理するほか消防用設備やエレベーター、機械警備等の施設全体に関わる設備の保守点検業務等が規定されている。</p> <p>しかし、防災や危機管理等における建物全体の施設管理者としての業務、共有フロアや設備に係る業務、他団体占有スペースの管理及び管財課所管の普通財産の付帯設備の管理等において、一部業務範囲や責任の所在が明確にされていない状況が見受けられた。</p> <p>それらの業務には、文化学習課の事務分掌外のものも含まれているが、現在、指定管理協定書第21条に緊急時の対応について規定もあり、建物の管理上、振興財団が一部担っている。</p> <p>いきいき情報センターの管理体制について、文化学習課の責任範囲（事務分掌）を明確にしたうえで、振興財団へ指定管理する業務内容を仕様書に記載するとともに、関係各所へ指定管理の内容を了解させる必要があるものと思われる。</p>	<p>令和元年度より管財課、文化学習課及び文化スポーツ振興財団で管理区分について協議を行っている状況です。令和3年5月18日及び6月8日にも協議を行いました。</p> <p>文化スポーツ振興財団との指定管理協定が令和4年度末までとなっており、その後に向けた管理の在り方等課題解決に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>	<p>R4.6.9</p>

7 令和元年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>P T Aからの補助金や寄付金について</p> <p>今回、学校徴収金の監査を実施する中で、太宰府東中学校ではP T Aより特別施設整備補助金90,000円が補助され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁を受け執行されていた。さらに、教育活動補助費として72,000円の補助を受け、各学級8,000円ずつ、学級担任に現金で支給され、その執行状況は、それぞれ学級会計報告がなされていた。また、太宰府南小学校ではP T Aより学校図書本代200,000円が寄付され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁や図書台帳による管理がなされていた。</p> <p>これらの補助金や寄付金については、取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、P T Aに対して用途を明確にする必要があるものであり、学校徴収金と同様の取扱いが必要なものであると思われる。</p> <p>学校教育課におかれては、これらP T Aからの補助金や寄付金に関し、各学校において学校徴収金の支出に準じた取扱いがなされるような基準の整備を検討されたい。</p>	<p>PTA と学校間の現金の収受、支払については、太宰府市立学校徴収金取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、今回の指摘を受け令和4年度以降の検討課題といたします。</p>	<p>R4.6.1</p>

8 令和2年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部環境課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府北寿苑跡地の活用について</p> <p>太宰府市と大野城市で構成する一部事務組合、大野城太宰府環境施設組合が運営していた火葬場</p>	<p>北寿苑跡地活用については、「人が多く集まり、北谷区が活性化していくような施設」という地元の希望や北寿苑</p>	<p>R4.6.9</p>

<p>「太宰府北寿苑」が平成 21 年 3 月に閉場し、かなりの期間が経過している。跡地は未利用のままとなっており、今後の利用計画も定まっていない。今後は払い下げられ太宰府市の財産となる予定とのことなので、早急に利用方法を検討し、財産の有効活用に努められたい。</p>	<p>跡地の立地など様々な条件があり、現段階ではまだ決まっていません。今後も北谷区と協議を継続し、北寿苑跡地活用について検討を進めます。</p>	
--	--	--

9 令和 2 年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部観光推進課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金交付について</p> <p>補助項目間の流用や補助対象外の負担金への支出が行われており、補助金申請時や実績報告時における申請内容の確認、実績報告内容の確認等が不十分な状況が見受けられた。流用に係る経費及び対象外の支出については、返還を求められたい。</p> <p>このような事態が生じたのは、補助金交付要綱等が未整備のため、補助金交付目的や補助対象経費の取扱い（流用等）、補助金交付申請及び実績報告時の手続きが明確にされていないためである。</p> <p>早急に補助金交付要綱等を整備し、補助金申請時の目的及び用途、並びに精算時の指導等を行われたい。</p>	<p>補助金の項目間の流用及び補助対象外の負担金への支出については、観光協会に対し、流用に係る経費及び対象外と考える支出の返還を求め、返還処理を年度内に完了しました。</p> <p>補助金交付要綱等の整備については、本年 3 月に太宰府市補助金等交付規則を制定しており、令和 3 年度についてはこの規則に準じて補助金を交付しました。</p> <p>また、太宰府観光協会事業費補助金交付要綱についても、現在制定を準備していましたが、令和 4 年 4 月に太宰府観光協会が一般社団法人化となったため、令和 3 年度の施行を見送り、法人との連携の在り方を協議していく中で改めて交付要綱の内容についても検討することとしています。</p>	R4. 6. 13
<p>太宰府館内の観光協会事務所の貸借関係について</p> <p>太宰府館内に観光協会の事務所が設置されているが、市と観光協会との貸借契約等が交わされていない。太宰府館は行政財産であるため「太宰府市公有財産規則」に基づき公有財産使用許可の手続きが必要である。同規則第 37 条に基づく貸付料の徴収、及び同規則第 32 条に基づく施設の使用に係る管理上必要な経費及び光熱水費等の費</p>	<p>太宰府館の使用許可申請及び行政財産使用料・光熱水費等については、令和 4 年 4 月に太宰府観光協会が一般社団法人化となったため、法人との連携の在り方を協議していく中でその取扱いについても検討することとしています。</p> <p>また、観光協会の事務所所在地の表記については、令和 3 年度観光協会総会（6 月）において実態に即した規定に</p>	R4. 6. 13

<p>用負担を含め、適正な措置を講じられたい。</p> <p>また、観光協会の会則に規定されている事務所の所在地の表記を、実態に則した規定に改正するよう指導されたい。</p>	<p>改正済みです。</p>	
---	----------------	--

10 令和2年度第2期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部生活支援課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>切手等受払簿について</p> <p>切手・はがき等の管理については、文書情報課において定期的に切手等受払簿及び切手・はがき等の在庫確認が実施され、管理状況の改善が図られているものの、なお一部に切手等受払簿への使用目的の記載もれや数量の記載箇所の誤り、残数の計算誤り等が散見された。</p> <p>各所属長は、職員への指導を徹底されたい。なお、文書情報課は、切手等受払簿に在庫確認した事績を残されたい。</p>	<p>切手等を使用する際は切手等受払簿への使用目的、数量等の記載を正確かつ確実に言い、また、切手等の残数については、切手等受払簿に記載した在庫が現物と一致するか必ず使用時に確認するよう職員に対し朝礼で指導を行いました。</p>	<p>R4. 6. 13</p>

11 令和2年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費からの充当を行うことで、多くの場合卒業までには徴収できている状況であった。</p> <p>しかし、未納金が残ったまま卒業するケースが発生した場合等、回収不能となった後の取扱いが定められていない状況が見受けられた。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きも必要なものと思</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不能欠損処理の方法等につきまして、現在学校教育課で他市の状況等を調査・情報交換しているところです。</p> <p>ご指摘のように実態を踏まえた方法について他市の状況等に注視して今後の対応を検討していきたいと考えております。</p>	<p>R4. 6. 1</p>

われるため、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程を早急に整備されたい。		
---------------------------------------	--	--

12 令和3年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（教育部社会教育課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>ジュニアリーダーズクラブ補助金について</p> <p>ジュニアリーダーズクラブ補助金については、平成30年度第1期定期監査及び行政監査において、繰越金の取扱いについて基準を明確にするよう指摘しているところであるが、所管課である社会教育課はジュニアリーダーズクラブの育成会組織に対して指摘事項の説明をしているのみで、適切な指導を行っていなかった。また、繰越金の取扱いについての基準を明確にできていないことから、早急に補助要綱等を規定されたい。</p>	<p>令和4年5月に太宰府市社会教育関係団体等補助金交付要領を作成しました。</p> <p>今後は太宰府市補助金等の交付に関する規則（令和3年規則30号）と合わせて、社会教育関係団体の補助金について、運用していきます。</p>	R4.6.10

監査の結果及び措置状況（総務部管財課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>いきいき情報センターの管理の一元化について</p> <p>令和2年度第2期定期監査及び行政監査において、いきいき情報センターの一元的な管理体制が望ましいため、早急に関係する所管課と協議を行い、いきいき情報センターの建物全体を管理する責任者を定められたい旨指摘したところであるが、監査指摘事項措置状況報告書では、文化スポーツ振興財団の指定管理期間が令和4年度末となっていることをふまえて関係部署（管財課、文化学習課、文化スポーツ振興財団）の協議を継続するとのことであった。</p> <p>しかしながら、土地、建物から生じる諸問題（設備管理、衛生管</p>	<p>監査指摘事項を受け、令和3年度に管財課、文化学習課、（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団と協議を重ねました。</p> <p>一括管理の必要性はどの部署も感じているところではあるが、（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団の指定管理期間中であるため、契約額の増減が生じるなど財政的な課題があり、管財課がいきいき情報センター全体の管理をする場合においても、予算面や人員配置面の課題がありました。</p> <p>これらの課題について、総務部長、教育部長、副市長とも協議を行ったが、最終的な結論が出ていない状況です。</p> <p>しかしながら、令和5年3月に指定</p>	R4.6.9

<p>理など) に対応する責任を明確にするため一元的な管理体制が望ましいことから、先ずは、契約期間の満了を待つことなく指定管理契約を変更し、現在の契約相手方である文化スポーツ振興財団に一元管理させることや、又は、管財課において一括管理することなども含めて検討すべきである。</p>	<p>管理者の契約満了を迎えるため、令和4年度中に結論を出す必要があります。</p>	
--	--	--

13 令和3年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況 (教育部文化財課)

監査結果	措置状況 (方針)	通知日
<p>(古都大宰府保存協会分) 補助金の経理及び収益事業について</p> <p>保存協会に対する補助金の目的となる経費は、嘱託職員、臨時雇、役員の人件費等とされており、保存協会の正味財産増減計算書内訳表において、補助金は経常収益に、人件費等は経常費用に、それぞれ公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計へ振り分けられて記載されていたが、振り分けられた補助金(経常収益)と人件費等の金額(経常費用)が符合しない箇所が見受けられた。公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計それぞれにおいて、補助金収入と補助金の目的たる支出が符合するように事業ごとの区分経理を行い、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>なお、収益事業に補助金を交付することについては、疑念があるところである。</p> <p>また、収益事業等会計に計上される収益事業は「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」、「会</p>	<p>事業内容とその予算の組み立て、それに対して公益法人会計が求める収支相償とが難しいため、補助金配賦については、平成25年度の公益認定申請時から現在のような処理を行ってきたと説明を受けています。ただご指摘のように事業毎の配賦状況が見えにくいという課題があり、補助金の目的たる支出が符号しているかどうかの確認ができていませんでした。</p> <p>このため、事業実施における適正な予算の組み立てを行うため、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を精査し、補助金収入・目的に支出の流れがわかる事業毎の区分経理を行うよう、予算書の組み立てを指導します。</p> <p>その際、収益事業に補助金を充てないよう指導し、また「史跡解説パンフレット・書籍等の制作販売」は「史跡保存に関する広報普及事業」に含むよう再検討いたします。</p>	<p>R4.6.9</p>

<p>員向け事業」の2つとされている。</p> <p>収益事業のうち「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」は、事業の収支が経常的な赤字を抱えていることもあり、一方で大宰府史跡保存に関する広報普及を図るための事業の1つの方策とも考えられるため、この事業を公益目的事業の「史跡保存に関する広報普及事業」に含ませることを再検討されたい。</p>		
<p>(文化財課分)</p> <p>補助金の審査及び契約書等への補助金の明記について</p> <p>補助金の実績報告について文化財課は審査を行っているが、上記の補助金と補助金の目的たる支出が符合しないことについては確認していなかった。補助金の所管課とともに、事務及び会計処理について適切に指導されたい。</p> <p>さらに、保存協会が受託している史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業の契約において、これらに係る人件費は各事業の契約額には計上されず補助金で賄われている実態があるので、この点については、契約に係る費用が市民に分かるよう契約書等に明記しておくべきである。</p>	<p>収益事業を含む事業費に振り分けられている補助金について精査し、補助金を適切に執行するため、事務・会計処理について検討を進めてまいります。</p> <p>また、受託事業、指定管理事業における人件費を補助金で賄っていることについて、令和5年度契約より契約書等に明記します。</p>	R4.6.9

14 令和3年度第2期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（教育部社会教育課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>補助金の繰越に係る交付要綱の整備について</p> <p>各団体に対する補助金については、交付要綱が制定されていないため補助対象経費が明確ではないが、団体の活動や事業を助成するという補助金の趣旨を鑑みれば、</p>	<p>令和4年5月に太宰府市社会教育関係団体等補助金交付要領を作成しました。</p> <p>今後は太宰府市補助金等の交付に関する規則（令和3年規則30号）と合わ</p>	R4.6.13

<p>各団体が支出した額から各団体の自主財源を控除した額が、補助対象経費になるものと考えられる。</p> <p>各団体においては、金額の大小はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により決算時において表に記載のとおり繰越金が増加しており、返還されることもなく令和3年度に繰り越されていた。</p> <p>地方自治法は第208条第2項で、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」と、いわゆる会計年度独立の原則を規定し、その例外として、繰り越しの規定がある。</p> <p>通常、補助金は、補助対象事業の完了をもって支出されることになるが、前金払や概算払を行った場合は、支出した年度での精算と補助金の確定をしなければならない。</p> <p>繰越金の増加に関して、補助金の精算金の有無を検討され、各団体における繰越金の中に補助金の精算金が有る場合、その令和3年度への繰り越しは、当該補助金に関する特例規定が設けられていないことから、前述の地方自治法第208条第2項の趣旨を没却するものと考えられる。</p> <p>社会教育課は、令和3年度の補助金交付を受けるまでの財源として余剰額の繰り越しは必要であると説明するが、繰り越しに関する特例規定も整備されておらず、令和3年度の補助金交付決定の際も、決裁文書において、繰越金等に関する取扱いや各団体への補助の必要性についての記述がなかった。</p> <p>早急に補助金交付要綱を制定し、補助金の区分経理や繰り越しに関する規定等を設け、補助金の返還等の措置をとることが必要で</p>	<p>せて、社会教育関係団体の補助金について、運用していきます。</p>	
--	--------------------------------------	--

ある。		
-----	--	--

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>太宰府市学校運営協議会補助金について</p> <p>令和2年度学業院中学校ブロック運営協議会補助金の実績報告において、添付されていた決算報告書の内訳に消耗品の名称と併せて、学中本部 10,000 円、各学校 15,000 円×3 校＝45,000 円と金銭を渡したかのような記述となっていた。</p> <p>学業院中学校ブロック本部が消耗品を購入して、水城小学校、国分小学校及び学業院中学校の各構成校に現物を渡していたと、学校教育課は説明する。</p> <p>令和3年4月1日に施行された太宰府市学校運営協議会補助金交付要綱第4条第5項では補助金額 55,000 円の内訳として、「第2項の額の内訳は、中学校ブロック協働本部として、学校と家庭、地域の連携強化を図ることを意図する事業に係る消耗品等事務費とする。」と規定されていることから、令和2年度に交付された補助金についても、具体的な事業内容及びその費用（消耗品等）を明らかにした実績報告を求めるべきである。</p>	<p>事業内容及び領収書等の提出を受けた上で確認を行いました。</p> <p>令和3年度の実績報告においても、事業内容及び費用の執行がわかるよう実績報告を求めました。</p> <p>令和4年度には、「太宰府市学校運営協議会補助金等交付要綱」において、実績報告書に、事業報告書（活動内容が分かるようにすこと）を添付することを規定しました。</p>	R4.6.1

15 令和3年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合卒業までには徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不能欠損処理の方法等につきまして、現在学校教育課で他市の状況等を調査・情報交換しているところです。</p> <p>ご指摘のように実態を踏まえた方法について他市の状況等に注視して今後の対応を検討していきたいと考えております。</p>	<p>R4.6.1</p>